

茨城県主要農作物等奨励品種の改廃について

茨城県主要農作物等種子条例第7条第1項及び茨城県主要農作物等の種子の生産と供給に関する要綱第2の3の(1)の規定に基づく奨励品種の改廃をしたので次のとおり公告する。

令和4年 4月 1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 準奨励品種から奨励品種に改訂する品種

六条大麦「カシマゴール」(準奨励品種)

「カシマゴール」はオオムギ縞萎縮病およびうどんこ病に強く、稈が強く、中折れしにくく、麦茶加工適性は「カシマムギ」と同程度であることから、六条大麦の県内作付面積の73%を占めるまで増加している(令和3年産)。このことから、麦茶用の主力品種として、今後、県内全域を対象に生産拡大を見込めるため、準奨励品種から奨励品種に改訂する。

2 奨励品種から廃止(除外)する品種

大豆「ハタユタカ」(準奨励品種)

「ハタユタカ」は大粒で、ダイズシストセンチュウ抵抗性を有しているため、平成11年に奨励品種に指定され、県内全域で作付されてきた。

需要が減退し、作付の増加が見込まれないことから、準奨励品種から廃止(除外)する。